

## 居宅サービス計画書様式の種類と流れについて

### 1. 介護サービス計画書様式について

#### 1) 介護サービス計画書様式の種類

介護サービス計画書は、居宅サービス計画書と施設サービス計画書の2種類に分けられます。  
居宅サービス計画書と施設サービス計画書の各様式は、以下のスライドのとおり、居宅サービス計画書は8種類、施設サービス計画書は6種類です。

#### 2) 居宅サービス計画書と施設サービス計画書様式の違い

居宅サービス計画書と施設サービス計画書の様式で異なる点は、まず、居宅サービスの場合は給付管理業務(限度額管理)が必要なため、居宅サービスの月間計画(スケジュール)一覧表であるサービス利用票と、それに基づく費用計算書であるサービス利用票別表が必要になります。

なお、月毎に居宅サービス計画担当である居宅介護支援事業者が作成する給付管理票は、あくまでも給付管理の様式であり、介護報酬請求関連様式として位置付けられています。

次に、施設サービス計画書の第3表に関しては、週間サービス計画もしくは日課計画表のいずれか(自由選択)となっています。

#### 3) 介護サービス計画書の改正

介護サービス計画書(居宅サービス計画書及び施設サービス計画書)様式は、以下のスライド及び当サイト「工具箱」の中の「居宅サービス計画書の様式改正と記載内容のチェックポイント」において記載したとおり、平成18年3月31日の通知により改正されました。

スライド 1-1. 介護サービス計画書(居宅サービス・施設サービス計画書)様式

### 介護サービス計画書(居宅サービス・施設サービス計画書)様式

#### 【居宅サービス計画書様式(標準様式)】

●「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」等の一部改正について(平成18年3月31日 老発第0331008号)

- ①第1表: 居宅サービス計画書(1)
- ②第2表: 居宅サービス計画書(2)
- ③第3表: 週間サービス計画表
- ④第4表: サービス担当者会議の要点
- ⑤第5表: サービス担当者に対する紹介(依頼)内容
- ⑥第6表: 居宅介護支援経過
- ⑦第7表: サービス利用票(兼居宅サービス計画)
- ⑧第8表: サービス利用票別表

※介護報酬請求時には、給付管理票も使用。

#### 【施設サービス計画書様式(標準様式)】

●「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」等の一部改正について(平成18年3月31日 老発第0331008号)

- ①第1表: 施設サービス計画書(1)
- ②第2表: 施設サービス計画書(2)
- ③第3表: 週間サービス計画表/日課計画表
- ④第4表: サービス担当者会議の要点
- ⑤第5表: サービス担当者に対する紹介(依頼)内容
- ⑥第6表: 施設介護支援経過

※施設サービス計画書の第3表は、週間サービス計画表、もしくは日課計画表のいずれかを使用。

## 2. 介護給付(居宅)における居宅サービス計画書関連様式の流れについて

### 1) 介護給付(居宅)における居宅サービス計画書関連様式の流れの全体

被保険者証や要介護認定調査票から、課題分析(アセスメント)記入用紙、そして介護給付費報酬関係等の居宅サービス計画書に関連した主な様式の流れは以下のスライドのとおりです。その様式は、次のように種類別に分けられます。

- (1) 要介護認定に関連した様式
- (2) 居宅サービス計画に関連した様式
- (3) 給付管理及び介護給付費報酬に関連した様式
- (4) 利用者との契約に関連した様式
- (5) 利用者への請求・領収に関連した様式

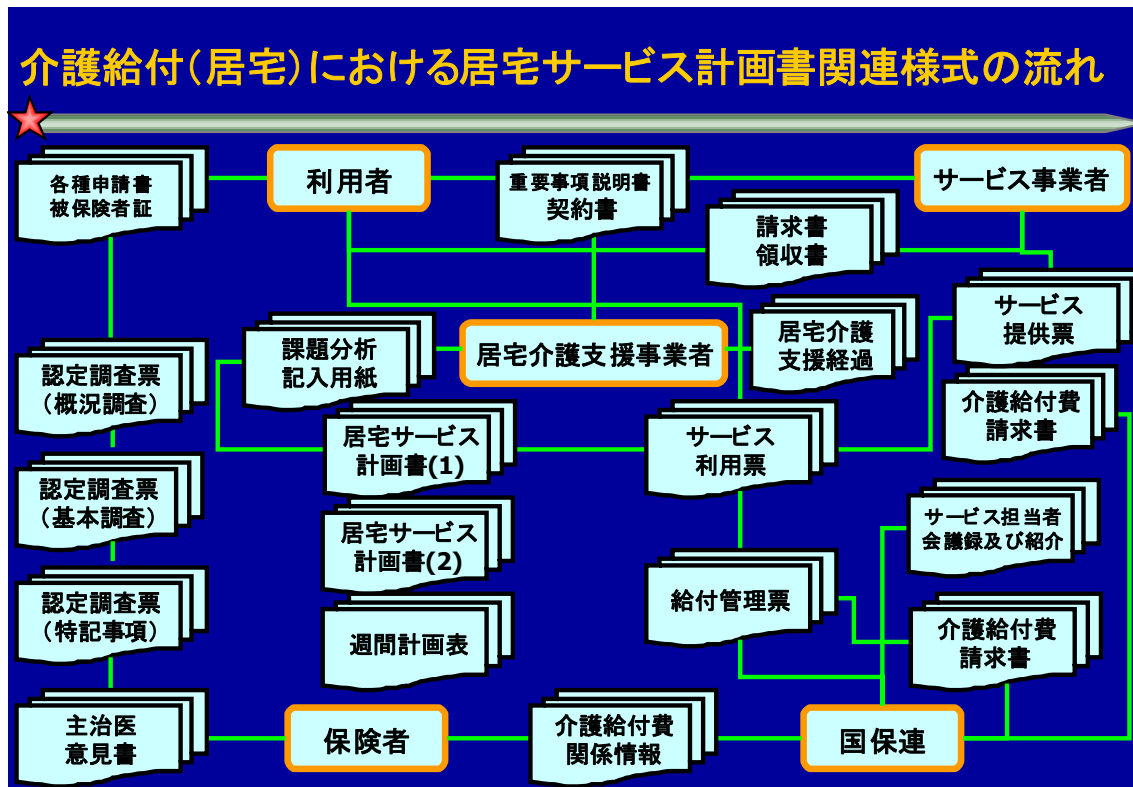
### 2) 保険者からみた様式の流れ

保険者に流れる様式としては、被保険者証等の資格関係様式、認定調査、主治医意見書の様式と、国民健康保険連合会(国保連)との介護給付費関係様式です。居宅介護支援事業者は、課題分析(アセスメント)記入様式と居宅サービス計画書を保険者へ提出する義務はありません。

ただし、保険者が必要とみとめた場合には、居宅介護支援事業者及びサービス事業者に対して関係資料の提示を求められます。

なお、国民健康保険連合会(国保連)には認定調査関係様式の流れはありません。

スライド 2-1. 介護サービス計画書(居宅サービス・施設サービス計画書)様式



### 3. 介護予防支援業務に係る関連様式について

今回の介護制度改正にともない、平成18年4月からは前述の介護サービス計画書は介護給付(要介護1から要介護5)において使用される国が提示した「標準様式」ですが、それに対して、介護予防事業(特定高齢者施策等)及び介護予防給付(要支援1・要支援2)において使用される国が示した「様式例」の種類は以下のスライドのとおりです。

介護予防給付において給付管理及び介護報酬請求業務を行う場合には、居宅サービス計画書のサービス利用票とサービス利用票別表、給付管理票を使用します。

しかし、介護予防給付においては、訪問介護や通所サービス等は包括支払(月額)のため、サービス利用票とサービス利用票別表は簡素化することが可能となっています。

スライド 3-1. 介護予防支援業務に係る関連様式例

## 介護予防支援業務に係る関連様式

【介護予防支援業務に係る関連様式例】	【給付管理業務時に追加する様式】
<p>●介護予防支援業務に係る関連様式例の提示について(平成18年3月31日 老発第0331009号)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①利用者基本情報</li><li>②介護予防サービス・支援計画書</li><li>③介護予防支援経過記録(サービス担当者会議の要点を含む)</li><li>④介護予防支援・サービス評価表</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>①サービス利用票</li><li>②サービス利用票別表</li><li>③介護報酬請求時には、給付管理票を使用</li></ul>

以上